

第12回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年4月28日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時45分

2. 場 所 名取市市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

4. 報告事項

報告事項

(1) 農地法第5条の規定による届出について

(2) 農地法第4条の規定による届出について

(3) 農地賃貸借権解約について

(4) 農地使用貸借権解約について

5. 出席委員(27人)

会 長 15番 引地 長一

農業委員 1番 板橋 英昭	2番 入間川 康弘	3番 松浦 朋子
4番 大友 政基	5番 遠藤 勝典	6番 昆布谷 功治
8番 渡邊 正明	9番 阿部 芳昭	10番 相澤 喜美
11番 松浦 岩男	12番 入間川 昭一	13番 佐藤 勝浩
14番 大内 繁徳		

欠席農業委員 7番 佐伯 美和

推進委員 1番 大内 伸一	2番 山路 康則	3番 菅野 弘一
4番 齋 重昭	5番 長田 満	6番 渡邊 定信
7番 墨繪 広之	9番 武田 由美子	10番 浅井 照久
11番 松浦 正博	12番 松浦 崇	14番 相澤 早苗
15番 川村 吉則		

欠席推進委員 8番 引地 恒裕 13番 西山 剛

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第12回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第12回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員13名、計27名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となり議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（引地長一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

9番 阿部 芳昭 委員 11番 松浦 岩男 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第1号に入る前に、議案と関連がありますので、入間川昭一委員は退席をお願いします。

〔入間川昭一委員退席〕

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。相澤喜美代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（相澤喜美委員）

第3班代表委員の相澤喜美です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年4月

28日提出。

番号1、大字・字・地番は、本郷字町田64番、本郷字町田66番1、本郷字町田69番1、本郷字町田70番、本郷字町田74番1。地目については、登記現況とも全て田であります。登記面積は64番1、469㎡、66番1が680㎡、69番1が998㎡、70番が1,308㎡、73番1が1,124㎡、74番1が1,149㎡、合計6,728㎡。転用目的は駐車場です。

譲渡人・譲受人については議案書の通りです。開発許可は否。転用目的に関わる事業、または施設の概要については、売買1㎡当たり7,580円、総額5,100万円、駐車場として30台を計画しております。

議案第1号につきましては、4月24日担任委員会で現地調査を行いまして、譲渡人等より実情を聴取いたしました。

位置図、公図については、総会資料の2ページ、審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

申請地につきましては、本郷の小規模保育所から堀内方面に南下し、志賀沢川にかかる手前を、西側に入って大体80m位の所にあります。

担任委員会資料を見ていただきまして、2ページの土地利用計画図ですが、中央に点線で、ちょうど横に西から東まで水路になっている部分の表記です。用途廃止をして払下げする水路敷となっております。それから縦の部分につきましては、道路敷になっている部分です。ただし、現状はどちらも取り払われて、すべて水田の形状になっている状況です。

譲受人につきましては運送業を営んでおり、事業拡大を検討していきまして、本社それから仙台空港インターチェンジ、国道4号線にも近いということで、この土地が適地であったことから申請をしました。

担任委員会の中で質問事項があった訳ですが、代理人の社員の方が出席しましたが、的確な回答が得られなかったということもあり、後程回答して欲しい旨申し入れを行いました。後程ということで当日の3時過ぎ位に、設計測量担当の方から連絡をいただきました。質問内容につきましては、先ず、盛土をどの位にするのかについては50cmということですが、ほぼ道路の高さ、市道二間橋線となっているこの高さと同じぐらいとなります。それから場内の砕石敷きですね、勾配がどのようになるのかにつきましては、内勾配ということで2、3%にするということです。中央に集水枡を設けるわけですが、その大きさにつきましては、1m×1m、深さ1m規模、敷地内で処理するといいますか、雨水排水を敷地内で浸透させるというような形でやりたいという内容でありました。それから車両の乗入口は、担任委員会資料の中では、右下ぐらいにあるのですが、これの詳しい内容を質問し、また要請もした内容ですが、出入口については6m幅になる、ということで車両については、小さい車も入りますがほぼ大型10t車ということです。現状の側溝耐圧で問題ないため、道路法24条の

協議については考えていない。という説明でした。法面については植生シートを張って、できる限り早急に土砂が流れ出さないような処理をするとのことでありました。この質問内容については、先ほど申し上げましたように設計を担当した方から後程あった連絡であります。

第1号、番号2、議案書1ページになりますが、大字・字・地番、高館熊野堂字棟沢5番1、地目は登記現況とも田、登記面積8,225㎡。転用目的、太陽光発電設備。貸付人・借受人については、議案書の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業または施設の概要については、賃貸借の設定、許可日より30年間、賃料については1㎡当たり年額80円総額、これは30年の総額ですが、1,974万円、太陽光パネル1,392枚、パワーコンディショナーが5台という計画です。

位置図・公図につきましては、総会資料の3ページです。審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。

申請地につきましては、相互台団地の東側になります。大沢川と棟沢川の合流点に位置します。農業振興地域区域外となります。大沢地区にあります休耕地で、太陽光発電事業の条件を満たすことができる適地ということで判断して、貸付人から同意を受けたということで今回の申請に至った、ということになります。

現状は西南に斜面だったところを、かなり苦労した中で切土盛土の中で整地をしたという内容でありまして、雨水については自然浸透、そして既存の土側溝から排出するということです。それから、周辺にフェンスを施しますけれども、これについては通常タイプのフェンスということになります。この部分の管理については、通常敷地内には防草シート等の使用はせず、既に実績のある業者の方をお願いして年2回草刈を行うということでありました。周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えています。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合につきましては適切に責任を持って対処するということであります。

なお、担任委員会資料の計画図の方を見ていただきたいのですが、入口が非常に狭いということで、下の方の左側、字が小さいですけれども棟沢1号橋となっておりますが、非常に小さな橋でありこの部分について、ここを大型車両が入るような状況ではないということですが、市土木課に連絡して問い合わせたところ、設計荷重としては6tまでであるとのことで、2tトラック程度の小さなトラックで配慮しながら、施工をするということでありました。

以上で1番から2番につきまして、申請内容に問題はないと考えます。

説明については以上です。

○ 議長（引地長一会長）

次に農地利用最適化推進委員の墨繪広之委員より意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（墨繪広之推進委員）

農地法第5条申請、議案第1号1番、2番について、担任委員会の現地調査に同行し実情調査に立ち会いました。

議案1号1番は、運送事業者への駐車場転用による売買であり、盛土50cmを行い碎石敷とします。雨水は中央に集水桝を設けて自然浸透とします。

土砂の流出は発生しないことから、周辺農地への影響は発生しないと考えられます。

次に、2番は太陽光発電設備への転用であり、周辺の農地に影響を及ぼさないように、適宜草刈を行うとのこと。工事中は農業用施設などに支障がないようお願いしました。

周辺農地への影響は発生しないと考えます。

以上1、2番については申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明意見等をいただきました。この案件について、質問ございませんか。

○ 9番（阿部芳昭委員）

会長。

○ 議長（引地長一会長）

はい、阿部さん。

○ 9番（阿部芳昭委員）

第1号1番の駐車場の部分ですが、先ほどの説明の中で盛土50cm行うという話をして、大体道路と同じぐらいの高さという話なので、この地図で市道二間橋線というところと敷地にのり面いっぱい書いてありますが、この法面のところは多分、平らになって法面でなくなるのかなと、確認です。

○ 3班代表委員（相澤喜美委員）

盛土高さ50cmという回答につきましては、後ほどの電話連絡による回答だったわけですが、50cmで道路の大体の高さという判断につきましては、現地調査をした中で、田から道路までは大体そのぐらいと、私なりの判断でありまして、正確に道路と高さがほぼ同じなるかという点につきましては、確信を持った説明をしてしまいましたが、確信とは言い切れないなと思います。ですから多少高くなれば、法面ができるという形になると思います。

ただ、西側の部分、担任委員会の資料の図で74番2、73番3これは分筆しており、後日敷地の北側部分を利用するための通路に予定している中身であります、現状のままで田でそのまま残るわけで、この部分についてののり面については確実にのり面になると判断できます。以上でよろしいでしょうか。

○ 9番（阿部芳昭委員）

はい。ありがとうございます。今の回答で、現状はわかりました。

今現在、現況が田になっているのですよね、それで50cm盛土ということで、

フラットになるのではと、勾配は若干つくかも分からないが、ほぼフラットっていう予定で見ているということですね。

○ 議長（引地長一会長）

のり面の、このU字溝の強度ですか、さっき説明あった出入り口の件は。

○ 3班代表委員（相澤 喜美委員）

現状はですね、U字溝に蓋がついたコンクリート側溝です。

この側溝は、大型車の出入りに耐えられないのではないかと、という質問がされたのですが、回答では車が2 tから10 t車を想定しており、現状耐圧で走行可能なため道路法24条の協議は考えていない。という回答がありました。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。その他ございませんか。

○ 14番（大内繁徳会長職務代理）

はい。議案第1号1番の、入口のところで重機置場と記載されていますが、これは具体的に何の重機が特定されているのか、それと四角で囲ってあるので、砂利敷とか何か敷いたりするのでしょうか。

またトラック置場ですが、乗用車で多分皆さん来られると思いますが、駐車場が無いので多分トラックが出た後に、自分の乗用車をそこに停めるというような認識で良いのか、お聞かせ願えればと思います。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。相沢委員。

○ 3班代表委員（相澤喜美委員）

はい。内容につきましては、冒頭申し上げましたように、代理出席の委任状を持った社員の方から詳しい説明がなされなかったということもありまして、重機置き場についての確認、それから車の交換についての確認までには至りませんでした。

内容的には以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。この重機置場は、事務局で何か把握していますか。

○ 事務局（仙石事務局長）

あくまでも申請は30台のトラック置場ということで、申請をいただいておりますが、こちらの重機置き場ということの具体的な記載もないという状況であり、担任委員会でも確認はしていない状況です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。いずれにしろ建物は建てないと思います。何か重機を置くイメージで図面を書いたと思います。よろしいですか。

○ 9番（阿部芳昭委員）

はい。ありがとうございます。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（長田 満推進委員）

5番推進員の長田満です。私の担当近くの地域なので気になったのですが、登記面積6,728㎡ということで、約7反歩面積の田の排水、農業用水排水はしませんが、担任委員会の資料に書いてあり、説明だと中央に1m四方の柵一個ということで、7反歩の田で中央に排水をした場合に、1mの柵だけで溢れたときに周辺の農業用水に影響が出ないのかと思ったのですが、その辺の周辺はもう田ですから、その排水が流れるときに懸念、心配がありますが、集水柵の大きさは1m位で十分と判断されたのでしょうか。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。相澤代表委員。

○ 3班代表委員（相澤喜美委員）

はい。そのことについても質問の中身で、この集水柵が中央部分にあり、それ一つでこの図面でも非常に小さく見えるわけで。これ一つだけでイメージがつかないが、と質問をいたしました。回答は、測量設計された方から後日の回答ということで、集水柵の大きさ、1m×1mの深さ1m、という説明であり砕石敷きの厚さは大型車も入るので、20cm位の計画ということがありまして、これで十分かどうかの判断はちょっとつきかねるなということではあります。ただ勾配が内勾配ということで、集水柵に向かった勾配というようなことです。

想像にはなりますけれども、当然この中央部分に排水・雨水関係が集まるというような構造にはなっています。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。

この雨水に関しては、面積が広いからオーバーフローするのではないかとということで、質問があったのですが、今説明があった通り、中心の柵の所に水が集まり流れるようになっており、砂利敷も20cmあるので、浸透するのではないかと、外には出ていかない想定で考えているようです。よろしいですか。いかがでしょう。

○ 農地利用最適化推進委員（長田 満推進委員）

はい。ありがとうございます。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

今の内容ですけれども、実際は約6,700㎡の砂利敷きで、自然浸透というような考え方です。あくまでもこの柵は飾りみたいなもので、そこに集積するっていうだけの、ちょっとした雨の場合の勾配の考えだと思います。

担当者の説明が叶わず、詳しい話は我々事情聴取できなかったということもあり、一応自然浸透と頭の中で考えた結果であります。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回の場所ですが、基本自然浸透ということです。想定外の雨量が降れば、どの場所でも、雨水が流出していくというような形になろうかと思います。この場所については、要は水田ですからある程度一定はたまる貯水機能があったのが、そのままその部分がなく、ある程度降れば自然浸透に耐えられなければ、そのまま流れてしまうということですが、例えば水田でしたらちょっと流出する時間が遅れるってということですが、今回盛土して耐えられなければ、その降った分はすぐに流れてしまうということなので、基本、ちょっと時間の差であり、今回の転用に対しての問題点は無いと思っております。

以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。

その他にございませんか。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

これこそ私の地元も地元なもんですが、私もこの総会資料を見て初めてこの計画を知った訳です。それで2点ほど質問させていただきます。担任委員会資料の2ページです。

田の真ん中に水路があるわけなのですが、これを用途廃止し、払い下げする水路敷ということですが、一応、これは確か用水ですよ、多分。北側の田からの排水と、南側の田の用水として利用されているとは思いますが、元をただせば、西側の方から水が流れてくると思いますが、その水路の更に下にまだ農地があり、この水路を払い下げっていうのは要するに無くすことだと思いますが、それはその下の農地への用水についてはどの様になっているのかというのが1つあります。

それと用水を無くすとか、用水に蓋をする場合は、通常は土地改良区から地元の総代さんへ相談があるのですが、私はまだ聞いておりませんでした。

それと車両の乗入口の道路については、最近舗装して側溝を入れたので太くなったのですが、10tの大型車が行き来するには、そんなに広くはない感じがします。この道路の南側に農地があるわけですよ。農地を利用するため、軽トラックを止めたりした場合に、この大型車両の出入りについて支障は無いのかなと。そこだけお聞きしたいと思います。お願いします。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

はい。大丈夫です。まず水路の件につきましては、今現状ですね、跡形もなく水田になって、いる状況でありまして、その水路をなくした経緯につきましては、不明であります。

同じく縦に道路があった訳ですがそれについても現状はありませんので、この一体となった今回の申請地ですが、1つのほ場として全部水田の形になっていると言う状況です。それから車両の通行についてですが、確かに舗装して立派にでき上がっていますが、さほど広い道路ではないと思いますが、道路法上或いは東側の道路についても、立派になった中で、大型車両も十分駐車場として出入り可能だろうという判断に思います。道路法上の話は、特に専門家や測量設計の方では、問題視しておりませんので、可能と判断いたしております。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

要するにこれはもともと幾つか、北と南の水田が一つになっているということで、用水路、排水路については、今まで無かったということで、よろしいですか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

はい。ここは全部譲渡人の全部我が家の土地農地なのです。一筆になっています。そして市道二間橋線は大型ぐらいもう悠々耐圧に耐えられる普通の道路であり6、7m幅位ある随分結構広い道路なのです。だから大型車が出入りするのに影響ないし、南側の方にも水路がありますので、他の水田には影響もないし、周辺は全部、農道といいますか、そのようになっています。

ただ、この市道二間橋線のところは、普通の大型車両も通行している状態であり何の心配もないと思います。そういう中でここは歩道が無い。歩道が無いから道路法24条の申請がない、対応しないといいますか、普通歩道の場合は薄いアスファルトですよ。歩道が無いから普通の舗装厚なので、この出入口に対しては、道路法24条申請はマッチしないので大丈夫だという事です。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

それでは、今回の土地の東側にも農地がありますよね。そちらの方についての用水関係、排水関係のところは別に問題は無いということによろしいですか。

東側は道路だけであり道路があってその下に、こちらの方まで入ってないので、でも農地なのでたぶん水田で水を必要としますよね。その用水の確保は大丈夫ですか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

それは大丈夫です。土地改良区にも話をしているとの話なのですが、許可をもらったかまではその時に確認していませんが。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

土地改良区に行ったのですか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

確かに担任委員会でもそう言っていました。払い下げにするっていう話は言っ

ていました。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

そうですか。はい。わかりました。

○ 事務局（仙石事務局長）

先ほどから用水の話が出ていましたが、用水については北側の道路の北側に用水路がございます。こちらから取水をしていたものと確認をしております。この農地内については排水のみというような形になっております。真ん中の使い方はちょっとわかりませんが、現段階では、この中では排水のみということなので、南側に側溝がある、あとは道路を挟んで北側にも排水はしていたみたいですが、今回この中だけで基本自然浸透させるということなので、排水についてはこの中で処理をするという内容です。

以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございます。菅野委員よろしいですか。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

はい。わかりました。

○ 議長（引地長一会長）

それでは次に、委員の皆さん質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定いたします。

ここで入間川昭一委員の着席をお願いします。

〔入間川昭一委員入室〕

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。相澤喜美代表委員説明をお願いします。

○ 3班代表委員（相澤喜美委員）

議案書の4ページをお願いします。議案第2号、農地法第3条の規定による許

可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので意見を求めます。令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番。下余田字草倉田328番。地目、登記現況とも田。登記面積707㎡。権利種別 売買。譲渡人、譲受人については議案書の通りです。経営面積については、216a、世帯員、労力人は1人です。

売買ということで10a当たり70万円、総額50万円であります。この位置図、公図について、資料5ページをお開きください。

申請地につきましては、下余田にあるJA低温倉庫から市道門の目線を袋原方面に北上しまして西側にあります。農業振興区域の農用地内の農地です。

公図を見ていただきますと、当該申請地328番、ちょうど北側からはほ場整備の地区となりまして、当該地はほ場整備からの除外地域ということになります。譲受人につきましては、水稻、ねぎ、せりを栽培しており認定農業者であります。

今回、譲渡人の経営規模縮小に伴い、せりの作付面積拡大を図る譲受人が売買の申請に至りました。現状は、優良な形での土地利用がなされております。

番号2、大字・字・地番 下増田字台林689番、下増田字台林690番。地目につきましては、登記現況とも畑。登記面積689番は2,294㎡、690番が2,235㎡、合計4,529㎡。権利種別は売買。譲渡人、譲受人については議案書の通りです。

譲受人の経営面積は741a。世帯員労力人についてはそれぞれ12人です。売買額は10a当たり31万1,111円、総額140万円であります。

位置図、公図につきましては、7ページであります。台林地区の名取北釜ファーム事務所の向側になります。

譲受人については、農地適格化法人ということであり、東日本大震災に係る借地ということで10年契約、これが今年の7月で満了となることで、譲渡人の希望もあり当該地を購入することになりました。譲受人の現状は今軟弱野菜を中心に栽培をしているということで、そのままハウスごと継続して利用するということであります。

今回農地を耕作している譲渡人に売買を申し入れたことから、話が進んだものです。

番号3、大字・字・地番。下増田字台林384番、外13筆。田が3筆 畑が11筆。地目につきましては、登記現状とも畑の部分と田の部分がございます。登記面積は畑について、台林384番が1,936㎡、その他の畑4,890㎡。田につきましては755㎡。合計7,581㎡。権利種別については売買。譲渡人、譲受人については議案書の通りです。

譲受人の経営面積1万4,896a。世帯員労力人につきましては各々17人。売買額は10a当たり10万及び20万で、これは総額106万5100円です。

位置図、公図については、議案書の8ページから15ページになります。

台林地区の中で点々と広がった部分であります、先ほど番号2番を同一の譲渡人からの申し出ということもあり、譲受人が受けるということでの申請に至っております。

この地域につきましては農業振興区域の農用地内12筆、農用地区外は2筆あります。

譲受人につきましては、下増田地区で大規模に農地を集積する農業法人であり、今回については、当該地に今後大豆を作付るとのことです。

番号4、大字・字・地番。愛島北目字高崎193番、同じく194番、同じく195番、そして愛島北目字南田230番です。地目については、登記現況ともすべて田です。登記面積につきましては、高崎193番が10,010㎡、194番は10,009㎡、195番は9,984㎡、南田230番が2,924㎡、合計3万2,927㎡。権利種別につきましては賃貸借です。

貸付人、借受人については、議案書の通りです。経営面積14,896a、借受人の経営面積です。世帯員、労力人の部分については、17人であります。賃借権の設定ということで、許可決定後より10年間。10a当たり8,000円、年額26万3,416円となります。

位置図、公図については、16、17ページをお開きください。

16ページについては、これは高崎の部分になりますが、これは県道愛島名取線と仙台館腰線の大きな交差点で、ここから北目の方向に500m位南に進み、東側ということで、この3筆でございます。それから17ページになりますが、南田につきましては北目原集落の西側ということです。貸付人の規模縮小に伴って借受人に申入れされ、今回申請に至りました。番号の3番と同一の法人が賃借することになります。

番号5番、大字・字・地番。杉ヶ袋字築道6番1他15筆。田16筆。地目登記現況とも田。登記面積については、築道6番1が211㎡、他15筆が1万3,272㎡、合計1万3,483㎡。権利種別は賃貸借です。貸付人、借受人については、議案書の通りです。

経営面積、世帯員労力人については、番号3番と同一ということになりますので、省略いたします。賃借権設定として、許可決定後より10年間。10a当たり8,000円、年額10万7,864円。

位置図、公図については、18ページをご覧ください。

市道飯野坂杉ヶ袋線、通称耕谷道路を、耕谷の集落から若干東側に行った部分の南側に面するほ場です。

これにつきましても、借受人は3番4番で説明した農業法人ということで、申請地につきましては、4番の貸付人が賃貸借契約で結んで耕作をしておりました

が、経営規模縮小ということで、賃貸借契約を解除。これにつきましては、議案書の最後になりますけども、24ページに農地賃貸借解約ということで出ております。24ページの報告事項(3)番号2にこの部分の解約ということで、耕作をやめますと。それに伴って今回の申請に借受人が土地を引き受けて、賃貸借ということに至りました。18ページの公図を見ていただきますと、当該地の左上、6番1、7番1これが市道に面した手前の部分になりますが、この部分について盛土がされております。

その他については、現在、水稻とした利用がされており、問題無いほ場として作付され、管理されているところですが、この部分の盛土について経緯等の説明を求めましたが、借受人については、情報が無いということでありましたが、この盛土部分についても、しっかりと耕作するように要望、指導を担当委員会の中でさせていただきました。

当初、大豆等々の作付をするということでしたが、担任委員会時にかぼちゃもいいのではないかと、というようなアドバイスを受けて、耕作をしていきますとの確約を受けております。

番号6、大字・字・地番。下増田字台林313番。地目、登記現況とも畑。登記面積679㎡。権利種別については、賃貸借。貸付人、借受人については議案書の通りです。借受人の経営面積は今現在、ゼロです。

世帯員労力人は1人ということで、賃貸借権の設定。許可決定後より5年間。10a当たり年額1万円で、8,790円ということです。この申請地につきましては、位置図、公図は19ページになります。

飯塚大橋から400、450mほど東南東です。農業振興区域の農用地地域ということになります。この借受人ですが、以前、山形県庄内町で青年等就農計画認定を受けて、営農をしていたということでもあります。

令和2年から令和6年の期間で認定されておりますけれども、その後結婚ということで、名取市に居住することになったとのことでした。

今現在は亘理町の法人で正社員をして勤めているということでありまして、現在休日などを利用し、家族の協力も得ながらということで、当面は芋とかサツマイモの栽培をしていきながら、徐々に面積を拡大していきたい、ということでもあります。当該地につきましては、新規就農者拡大の受け入れ地区ということで設定しており、農地法第3条の全部効率利用の除外扱いとなります。

市のホームページに掲載されている農地情報の中から、希望を出してきた物件であります。

山形の実家から、近々、トラクターを持ってくると、というような内容の報告でした。以上1番から6番につきまして、農地法第3条の許可要件を満たしておりますので許可について問題はないと思います。

説明については以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。次に、農地利用適格化推進委員の墨繪広之委員。意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（墨繪広之推進委員）

はい。議案第2号、1番から6番について担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番から3番は経営規模の拡大による売買であります。4番から5番は、経営規模拡大による賃貸借であります。6番は新規就農の賃貸借であり、営農計画書の提出もあり、他県での就農実績もあり、今後意欲的に農業を行う旨を確認いたしました。

いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。以上1番から6番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま両委員から説明がございました。

このことについて、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更届に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更届に対する意見決定について議題といたします。

事務局説明お願い申し上げます。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

はい。20ページになります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更届に対する意見決定について。

申請者より、下記の通り名取市地域計画変更届があったので意見を求める。

令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番。愛島北目字鳥屋岬10番、愛島北目字道六神32番。地目、登記地目、現況地目ともに畑。登記面積、鳥屋岬10番が959㎡、道六神32番が1,030㎡、合わせて1,989㎡。

申請人については議案書の通りです。開発許可、否、地域計画の変更目的、太陽光発電設備。令和7年3月、農地法第5条による許可。

番号2番、大字・字・地番については、愛島北目字竹の内83番2、同じく愛島北目字竹の内87番3、地目登記現況地目、いずれも畑です。

登記面積、83番2は217㎡、87番3、こちらは105㎡、合わせまして322㎡。申請人については議案書の通りです。開発許可、否。地域計画の変更目的、駐車場。令和7年3月、農地法第5条による許可。

番号3、大字・字・地番、愛島北目字竹の内88番1。地目、登記地目、現況地目いずれも畑。登記面積1,495㎡。申請人については議案書の通りです。開発許可は否。地域計画変更の地域計画の変更目的、駐車場。令和7年3月、農地法第5条による許可。

番号4、大字・字・地番について、本郷字町田64番、本郷字町田66番1、本郷字町田69番1、本郷字町田70番、本郷字町田73番1、本郷字町田74番1。

地目、登記地目、現況地目、いずれも田、登記面積64番は1,469㎡、66番1は680㎡、69番1は998㎡、70番1、308㎡、73番1は1,124㎡、74番1は1,149㎡、合計6,728㎡。

申請人については議案書の通り。開発許可、否。地域計画の変更目的、駐車場。令和7年4月、農地法第5条による許可申請。

番号5、大字・字・地番、高館熊野堂字棟沢5番1。地目、登記地目、現況地目、いずれも田。登記面積8,225㎡。申請人については記載の通りです。開発許可否。地域計画の変更目的、太陽光発電設備。令和7年4月、農地法第5条による許可申請。以上になります。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がなされました。このことについて、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定いたします。

《議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

はい。続きまして、21ページになります。議案第4号、令和7年度最適化活動の目標の設定について。

このことについて、農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月2日付け、3経営第2584号、農林水産省経営局長通知に基づき、別紙令和7年度最適化活動の目標の設定等案の通り、令和7年度最適化活動の目標を設定したいので提案する。令和7年4月28日提出。

うち設定する内容、別紙令和7年度最適化活動の目標の設定案の通り。別紙につきましては、本日お配りしております。こちらホチキス止めのものになりますが、令和7年度最適化活動の目標の設定等案、こちらをご覧いただきたいと思います。

では、別紙の方をご覧いただきたいと思います。

こちらは、毎年最適化活動について目標を設定し、それに基づき活動を行うものです。本日の総会にお諮りし、その後市のホームページにも公表されるものとなっております。

別紙の1ページをご覧ください。こちらは令和7年4月1日現在の農業委員会の状況になります。

昨年改選がございましたので、任命委嘱されました6月10日からの体制を記載しております。また2につきましては、直近の農林業センサス等、農林水産課からの資料提供により記載をしているところです。

続いて2ページ目、こちらをお開きいただきたいのですが、こちらは2ページ目からは、最適化活動の目標数値になります。

（1）農地の集積の現状については、記載の通りになります。現在の集積率は70.8%となっております。

課題については、昨年と同様にはなりますが、耕地面積や、離農者が増えたことにより、集積率が減少している、農業者の高齢化や条件面で劣る農地の担い手不足など、新たな担い手の確保が課題であるということで、昨年と同じような課題ということになっております。

次に、目標値になります。農地集積、こちらですが令和12年度を目標に、集積率80%ということで、目標値の方を掲げております。

①の現状集積率からいうと、9.8%上昇を目指すものとなっております。

続いて(2)遊休農地の解消、こちらになります。現状1号遊休農地面積は26ha、昨年度より2ha減少となっております。

内訳としては、緑区分が昨年度より2ha減となっているものです。

続いて、2の目標になります。こちらは、アについては昨年と同様の数値ということで、目標掲げております。イについて、新規発生遊休農地の解消、こちらは1haということで、昨年度は目標値が3haだったのですが、今年度は1haということで、昨年解消された2haを差し引きまして、1ha目標値ということで掲げております。

続きまして3ページ目、こちらになりますが、新規参入の設置については記載の通りとなっております。また、2の最適化活動の活動目標については、昨年の目標値と同じ設定をしております。

こちらご覧いただければと思います。以上、令和7年度最適化活動の目標設定案になります。よろしくお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がなされました。このことについて質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、議案第4号は原案の通り承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について、報告事項（3）農地賃貸借権解約について、（4）農地使用貸借権解約について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

はい。それでは22ページ目から、一括して説明をさせていただきます。
報告事項(1)農地法第5条の規定による届け出について、

農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について、下記の通り受理したことを、ここに報告する。令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番、手倉田字八幡91番1。地目、登記地目田、現況地目雑種地。登記面積14㎡。転用目的、駐車場、譲渡人。

譲受人については、記載の通りです。開発許可、否、転用目的に係る事業、または施設の概要、贈与。駐車場1台、工事着工 登記完了後。

報告事項第(2)、こちら23ページになります。農地法第4条の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記の通り受理したことをここに報告する。令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番、上余田字市坪96番2、上余田字市坪96番5。地目登記地目、現況地目とも畑。登記面積96番2は284㎡、96番5は8.56㎡、合計292.56㎡。転用目的、転用目的住宅兼建築。届出人は記載の通りです。

開発許可否。転用目的に係る事業または施設の概要、住宅1棟、平屋建て、建築面積、97.71㎡。工事着工、令和7年3月25日。工事完了、令和7年5月31日。

番号2、大字・字・地番、田高字沢目423番、田高字沢目425番。地目、登記地目、現況地目ともに田。登記面積423番、1,018㎡。

425番、1,133㎡。合計2,151㎡。転用目的、共同住宅建築。届出人については記載の通り。開発許可否。転用目的に係る事業、または施設の概要、共同住宅1棟2階建て、建築面積は299.97㎡。工事着工は受理通知後、工事完了は令和7年12月31日。

続きまして24ページをお開きください。報告事項(3)農地賃貸権解約について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の通り通知があり受理したことをここに報告する。令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番 下増田字台林689番、下増田字台林690番。登記地目、現況地目いずれも畑。解約面積689番、こちらが2,294㎡、690番2,235㎡、合計4,529㎡、貸付人、借受人については、記載の通りです。合意解約成立年月日、令和7年3月14日、土地引き渡し年月日、令和7年4月28日、備考農業経営基盤強化促進法による賃貸借権を解約する。

続きまして、番号2、大字・字・地番、杉ヶ袋字築道6番1、他14筆です。地目は田15筆、畑は0、登記地目、すべて田です。

築道6番1、こちらが解約面積211㎡ 外14筆、計1万2,726㎡、合計1万2,937㎡。貸付人借受人については議案書の通りです。

合意解約成立年月日、令和7年3月31日。土地引き渡し年月日、令和7年3月31日。

備考、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権を解約する。

続きまして番号3、大字・字・地番 下余田字草倉田328番、登記地目が田。解約面積707㎡、貸付人、借受人については議案書の通りです。

合意解約成立年月日、令和7年4月1日。土地引き渡し年月日、令和7年4月1日。備考農業経営基盤強化促進法による賃貸借権を解約する。

続きまして、25ページになります。報告事項(4)農地使用貸借権解約について、このことについて、貸付人借受人双方、農地の使用貸借の解約について、合意が成立した届け出があり、下記の通り受理したことをここに報告する。令和7年4月28日提出。

番号1、大字・字・地番、手倉田字山162番9。土地地目、畑。登記面積532㎡。

貸付人借受人は記載の通りです。合意解約成立年月日、令和7年3月31日。土地引き渡し年月日、令和7年3月31日。備考農地法第3条による使用貸借権を解約する。

以上になります。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がなされました。このことについて質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

はい。なしでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは報告事項(1)から(4)まで承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔5月の農業委員会行事日程の説明〕

〔4月の農家相談、苦情等相談内容について報告〕

〔農作業安全確認運動展開中について周知・お願い〕

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま事務局からスケジュールなど注意点説明がございました。この案件説明に対して何かございませんか。

○ 8 番委員（渡邊正明委員）

はい。事務局に確認したいのですが、以前に目的外使用の事案ということで、高館の物件ですが、今月に入りましたら、以前までプレハブ 2 棟あったものが確認したところ撤去されたようです。なおかつタイヤも片付けられており、全てが片づいている訳ではありませんが、前よりはちょっと進展があったと思い、何か事務局に情報が入っていましたら教えて頂きたい。

○ 議長（引地長一会長）

はい。事務局。

○ 事務局（仙石事務局長）

はい。渡邊委員がお話した通りで、私も週末に確認してきたのですが、プレハブ棟が撤去されて、タイヤも大分撤去されている状況で、建物の方は確認していませんが車両が 2、3 台置いてあるということで、以前の状況からは変わっております。

農林水産課の方に確認したところ、今年 3 月に改善命令、正確な名称はわからないですが、改善の通知を出しているということですが、その通知書は受け取り拒否で戻ってきたということでもあります。今後については、現場の状況が変わりつつあるので、少し推移を見届けるしかないと思っております。

なお、引き続き農業委員会としても確認をしていきたいと思います。事務局としては以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。渡邊委員さんよろしいですか。

○ 8 番委員（渡邊正明委員）

はい。ありがとうございます。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。はい。無いようですので、これをもちまして第 12 回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局どうぞお願いします。

【閉 会】

午後 3 時 45 分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年4月28日

名取市農業委員会
議長

引地 長一

署名委員 9番

阿部 芳昭

署名委員 11番

松浦 岩男